

熊本県公報

第 1 2 6 0 5 号
平成 29 年 3 月 21 日(火)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示	
○公有水面埋立しゅん功認可	(河川課) 1
○指定居宅介護支援事業者の指定	(高齢者支援課) 2
○河川区域の指定	(河川課) 2
○熊本県立劇場の指定管理者の指定の期間の変更	(文化企画・世界遺産推進課) 2
○熊本県立劇場の使用料収納事務の委託する期間の変更	(") 2
○定数漁業の許可申請期間	(水産振興課) 2
○指定障害児通所支援事業者の指定	(障がい者支援課) 2
○指定障害児通所支援事業者の指定	(") 3
○道路の供用開始	(道路保全課) 3
公 告	
○大規模小売店舗立地法に基づく新設届出	(商工振興金融課) 3
○都市計画法による開発行為工事完了	(建築課) 4
○農用地利用配分計画の認可	(農地・担い手支援課) 4
○都市計画事業の認可	(都市計画課) 5
○土地改良区役員の退任及び就任	(農村計画課) 5
登 載 依 頼	
○放置違反金に係る納付命令、督促、滞納処分等に関する規則の一部を改正する規則	(警察本部交通指導課) 6
○公示送達	(収用委員会) 14
○熊本県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則	(警察本部警務課) 14

告 示

熊本県告示第 2 5 4 号

公有水面埋立法(大正 1 0 年法律第 5 7 号)第 2 2 条第 1 項の規定により、次のとおり公有水面埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。
平成 2 9 年 3 月 2 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 しゅん功認可年月日
平成 2 9 年 3 月 1 3 日
- 2 しゅん功認可を受けた者の住所及び氏名
天草郡苓北町志岐 6 6 0 番地
志岐漁港海岸管理者 苓北町長 田嶋章二
- 3 埋立位置
 - (1) 位置
天草郡苓北町志岐字八ツ尾原 1 0 0 2 の 1、1 0 0 2 の 3、1 0 0 3 の 1 及び 1 0 0 3 の 4 に隣接する無番地(水路・堤)並びに 1 0 1 3 の 2 に隣接する無番地(道路、堤)地先公有水面
 - (2) 区域
次の①'の地点から④'の地点までを順次直線で結んだ線及び④'の地点から①'の地点を結ぶ平成 1 4 年春分の日における満潮位(DL+3.20(TP+1.38メートル))の公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域。
①'の地点 基点四季咲岬燈台(北緯 3 2 度 3 1 分 4 6 秒、東経 1 3 0 度 0 0 分 4 8 秒)から 1 1 1 度 0 6 分 5 2 秒 4 5 1 0 . 0 5 7 メートルの地点
②'の地点 ①'の地点から 3 3 9 度 0 0 分 6 . 7 1 メートルの地点
③'の地点 ②'の地点から 8 1 度 0 6 分 1 1 0 . 5 2 メートルの地点
④'の地点 ③'の地点から 1 2 3 度 2 0 分 1 3 . 5 9 メートルの地点
 - (3) 面積
7 3 2 . 3 5 平方メートル
- 4 埋立地の用途
道路用地
- 5 埋立免許年月日及び指令番号

平成 2 5 年 1 月 1 8 日 熊本県指令河第 3 3 号
 6 関係図書 の 閲 覧
 苓北町において、しゅん功認可の告示の日から起算して 1 0 年間据え置くものとする。

熊本県告示第 2 5 5 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 6 条第 1 項の規定により指定居宅介護支援事業者として次のとおり指定したので、同法第 8 5 条の規定により公示する。

平成 2 9 年 3 月 2 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
合同会社導楽	ケアプランセンター導楽	玉名郡長洲町大字長洲 2 8 1 8 番地 3	平成 2 9 年 4 月 1 日	居宅介護支援

熊本県告示第 2 5 6 号

一級河川白川水系黒川について、河川法（昭和 3 9 年法律第 1 6 7 号）第 6 条第 1 項第 3 号の区域を次のように指定する。

平成 2 9 年 3 月 2 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

次の図面の茶色で着色した部分に該当する土地の区域のうち、河川法第 6 条第 1 項第 1 号及び第 2 号の区域以外の区域

次の図面は省略し、熊本県土木部河川港湾局河川課及び熊本県県北広域本部阿蘇地域振興局土木部維持管理調整課に備え置いて縦覧に供する。

熊本県告示第 2 5 7 号

平成 2 4 年 3 月 2 3 日熊本県告示第 3 3 9 号（熊本県立劇場の指定管理者の指定）については、指定の期間「平成 2 4 年 4 月 1 日から平成 2 9 年 3 月 3 1 日まで」を「平成 2 4 年 4 月 1 日から平成 3 1 年 3 月 3 1 日まで」に変更したので告示する。

平成 2 9 年 3 月 2 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県告示第 2 5 8 号

平成 2 4 年 3 月 2 3 日熊本県告示第 3 4 0 号（熊本県立劇場の使用料収納事務の委託）については、委託する期間「平成 2 4 年 4 月 1 日から平成 2 9 年 3 月 3 1 日まで」を「平成 2 4 年 4 月 1 日から平成 3 1 年 3 月 3 1 日まで」に変更したので告示する。

平成 2 9 年 3 月 2 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県告示第 2 5 9 号

熊本県漁業調整規則（昭和 4 0 年熊本県規則第 1 8 号の 2）第 8 条第 2 項に規定する知事が定める期間を次のとおり定めたので、同条第 3 項の規定により公示する。

平成 2 9 年 3 月 2 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 許可をする漁業名称、漁業種類及び操業区域

漁業名称	漁業種類	操業区域
流し網漁業	えび流し網漁業	不知火海

2 申請期間

平成 2 9 年 3 月 2 1 日から平成 2 9 年 3 月 2 7 日まで

熊本県告示第 2 6 0 号

児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 2 1 条の 5 の 3 第 1 項の規定により指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第 2 1 条の 5 の 2 4 の規定により公示する。

平成 2 9 年 3 月 2 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及	事業者の名称、主た	指定年月日	事業所番号	障害児通所
---------	-----------	-------	-------	-------

び所在地	る事務所の所在地及び代表者の氏名			支援の種類
びーすクラブ 球磨郡あさぎり町免田西黒田2460番地1	合同会社ライフアップ 球磨郡錦町大字木上西2550番地87 家城 智紀	平成29年3月15日	4351800158	指定児童発達支援 指定放課後等デイサービス

熊本県告示第261号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第21条の5の24の規定により公示する。

平成29年3月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	障害児通所支援の種類
児童発達支援センター スイスイなかま 人吉市上林町字幸才1178番地7	社会福祉法人人吉市社会福祉事業団 人吉市蟹作町字西中通211番地1 加賀 邦保	平成29年4月1日	4350600013	指定児童発達支援（福祉型児童発達支援センター） 指定放課後等デイサービス 指定保育所等訪問支援

熊本県告示第262号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成29年3月21日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成29年3月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備 考
主要地方道	南小国波野線	阿蘇郡産山村山鹿 1054番1地先から 同所 1047番1地先まで	227.0	単道改

2 供用を開始する期日 平成29年3月21日

公 告

熊本県公告第152号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成29年3月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパーセンタートライアル宇城小川店
宇城市小川町西北小川字溝越499番1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置し、小売業を行う者の名称及び代表者の氏名並びに住所

名称及び代表者の氏名	住 所
サムライ・ジャパン株式会社 代表取締役 大塚 修央	熊本市中央区新屋敷二丁目 6 番 9 号

- 3 大規模小売店舗の新設をする日
平成 29 年 1 月 2 日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
4, 286 平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数
建物北西側及び北東側 224 台
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
駐輪場 No. 1 建物北西側 42 台
駐輪場 No. 2 建物北西側 26 台
合計 68 台
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積
荷さばき施設 No. 1 建物北東側 104 平方メートル
荷さばき施設 No. 2 建物北東側 50 平方メートル
合計 154 平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
廃棄物等保管施設 No. 1 建物内東側 22 立方メートル
廃棄物等保管施設 No. 2 建物内北側 23 立方メートル
合計 45 立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
24 時間
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
24 時間
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
2箇所 建物敷地西側及び東側
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
24 時間
- 7 届出年月日
平成 29 年 3 月 1 日
- 8 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び熊本県県央広域本部宇城地域振興局総務振興課
平成 29 年 3 月 21 日から平成 29 年 7 月 21 日まで

熊本県公告第 153 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により次のとおり公告する。
平成 29 年 3 月 21 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
(1 工区)
菊池郡菊陽町大字原水字古閑原 3501 番 2 の一部、同 3504 番 1 の一部、同 3508 番 1 の一部、同 3508 番 2 の一部、同 3509 番の一部、同 3510 番 4 並びに里道及び水路
1, 295.85 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
菊陽町

熊本県公告第 154 号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 18 条第 1 項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第 5 項の規定により公告する。
平成 29 年 3 月 21 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
宮崎 初生	上益城郡甲佐町田口	上益城郡甲佐町大字田口字上大坪 2878 番

2 認可年月日
平成 29 年 3 月 14 日

熊本県公告第 155 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 62 条第 1 項に規定する告示があったので、同法第 66 条の規定により次のとおり公告する。
平成 29 年 3 月 21 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 施行者の名称 熊本県
- 2 都市計画事業の種類及び名称 平成 29 年九州地方整備局告示第 55 号熊本都市計画道路事業 3・3・93 号益城中央線
- 3 事務所の所在地 熊本県上益城郡山都町下馬尾 265 熊本県県央広域本部上益城地域振興局
- 4 事業施行期間 平成 29 年 3 月 10 日から平成 38 年 3 月 31 日まで
- 5 事業地
 収用の部分 熊本県上益城郡益城町大字広崎字西原、字大友、字葉山、字居屋敷、字北原及び字内無田、大字福富字西之園、字打出宅地及び字前畑、大字惣領字木神、字野添、字水足、字中道及び字立道、大字馬水字駿河原、字下野添及び字上野添、大字安永字居屋敷、字柿添及び字火迫、大字宮園字辻及び字居屋敷、大字木山字居屋敷並びに大字寺迫字今吉及び字城ノ本地内
 使用の部分 熊本県上益城郡益城町大字福富字西之園及び字打出宅地、大字馬水字駿河原及び字下野添並びに大字寺迫字今吉地内
- 6 収用の手続が保留される事業地 熊本県上益城郡益城町大字広崎字西原、字大友、字葉山、字居屋敷、字北原及び字内無田、大字福富字西之園、字打出宅地及び字前畑、大字惣領字木神、字野添、字水足、字中道及び字立道、大字馬水字駿河原、字下野添及び字上野添、大字安永字居屋敷、字柿添及び字火迫、大字宮園字辻及び字居屋敷、大字木山字居屋敷並びに大字寺迫字今吉及び字城ノ本地内

熊本県公告第 156 号

八代市に事務所を置く八代平野南部土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 17 項の規定により公告する。
平成 29 年 3 月 21 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	園田 悟	八代市高下東町 1 4 8 番地
理事	満山 学	八代市奈良木町 2 9 2 番地
理事	湯野 和也	八代市豊原下町 3 6 0 8 番地
理事	緒方 和博	八代市平山新町 5 7 4 5 番地
理事	松本 幸一	八代市植柳下町 4 2 3 9 番地
理事	清田 漸	八代市植柳下町 3 1 1 3 番地 3
理事	小屋野 安則	八代市揚町 1 8 0 番地
理事	千代永 義光	八代市水島町 2 2 0 1 番地 1 6
理事	小林 幸生	八代市催合町 8 4 1 番地 1
理事	松下 文雄	八代市敷川内町 1 8 3 6 番地
理事	内藤 敏	八代市催合町 9 2 番地 1
理事	杉本 秀雄	八代市日奈久新田町 3 7 2 5 番地
理事	河野 晃	八代市日奈久大坪町 5 9 8 番地 2
理事	桑原 信弘	八代市日奈久塩北町 4 4 5 0 番地
理事	久保 賢二	八代市日奈久山下町 1 9 3 5 番地 4
監事	井上 好秋	八代市本野町 9 8 4 番地
監事	西村 壽美雄	八代市大福寺町 2 5 8 3 番地
監事	植田 直年	八代市高植本町 1 2 4 1 番地
監事	白石 節夫	八代市日奈久新田町 3 5 9 1 番地
就任		
理事	園田 悟	八代市高下東町 1 4 8 番地
理事	本山 秀治	八代市本野町 1 2 0 8 番地

理事	山本 正雄	八代市奈良木町 4 6 0 番地
理事	湯野 和也	八代市豊原下町 3 6 0 8 番地
理事	西崎 耕一	八代市大福寺町 8 0 2 番地 2
理事	平松 久雄	八代市植柳下町 1 0 1 7 番地
理事	小林 幸生	八代市催合町 8 4 1 番地 1
理事	植田 輝幸	八代市高植本町 1 2 3 6 番地
理事	古川 壽男	八代市水島町 2 9 4 9 番地 1
理事	小屋野 安則	八代市場町 1 8 0 番地
理事	松下 文雄	八代市敷川内町 1 8 3 6 番地
理事	久保 賢二	八代市日奈久山下町 1 9 3 5 番地 4
理事	橋本 一郎	八代市日奈久大坪町 3 6 8 7 番地
理事	白石 節夫	八代市日奈久新田町 3 5 9 1 番地
理事	桑原 信弘	八代市日奈久塩北町 4 4 5 0 番地
監事	内田 靖	八代市平山新町 5 5 9 3 番地 2
監事	三角 尚登	八代市植柳上町 6 6 4 番地
監事	内藤 秀一	八代市高植本町 1 1 1 1 番地 2
監事	平山 健司	八代市日奈久大坪町 1 5 9 9 番地 2

登載依頼

熊本県公安委員会規則第 4 号

放置違反金に係る納付命令、督促、滞納処分等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成 29 年 3 月 21 日

熊本県公安委員会委員長 永田 浩夫

放置違反金に係る納付命令、督促、滞納処分等に関する規則の一部を改正する規則（平成 18 年熊本県公安委員会規則第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 5 項中「により滞納者に交付するものとする」を「を作成するものとする」に改め、別記様式第 1 号中「納入通知書」を「納付書」に改め、別記様式第 3 号を次のように改める。

別記様式第 3 号 (第 3 条関係)

熊公委第 号
年 月 日

弁 明 通 知 書
(弁明をしたいときの手続及び仮納付に関するお知らせ)

この弁明通知書の番号：第 号

殿

熊本県公安委員会 印

あなたの使用する車両について、当公安委員会は、下記 1(1)のとおり、放置車両と認め、あなたに対して放置違反金の納付命令を行うことを予定しています。

この事案について弁明をしたいときは、下記 1 (2)により文書 (弁明書) を当公安委員会宛てに提出してください。なお、弁明書は必ず提出しなければならないものではありません。

また、弁明書を提出せずに、早期に手続を終結させたい方は、下記 2 により仮納付をすることができます。この場合、仮納付の金額は、あなたに対して予定される納付命令における放置違反金の金額と同一であり、また、仮納付の期限は、弁明書の提出期限と同一です。

※ このお知らせは、道路交通法第 5 1 条の 4 第 6 項及び第 9 項の規定に基づくものです。

記

1 放置違反金の納付命令の原因となる事実等及び弁明書の提出方法

(1) 放置違反金の納付命令の原因となる事実及び予定される納付命令の内容等

ア 放置違反金の納付命令の原因となる事実

あなたが使用する次の車両が、次のとおり、放置車両と認められたこと。

- 違反日時
- 違反場所
- 違反車両番号
- 違反態様

イ 納付命令の根拠となる法令の条項

道路交通法第 5 1 条の 4 第 4 項

ウ 予定される納付命令の内容

金 円 の放置違反金の納付命令

※ 車両の運転者が反則金の納付等をした場合の取扱い

上記の違反について、あなたに対し公安委員会が放置違反金の納付命令を行う前に、当該放置車両の運転者が駐車違反の反則金の納付をした場合又は当該違反について公訴を提起され、若しくは家庭裁判所の審判に付された場合には、あなたに対して公安委員会から納付命令が行われることはありません。なお、行き違い等により、反則金の納付、公訴の提起等がなされたにもかかわらず、納付命令が行われた場合には、その納付命令は取り消されることとなります。

(2) 弁明書の提出方法

ア 弁明の件名

放置違反金の納付命令に関する件 (第 号)

イ 弁明書の提出期限

年 月 日 (必着)

ウ 弁明書の提出先

〒 8 6 2 - 8 6 1 0 熊本県熊本市中央区水前寺六丁目 1 8 番 1 号
熊本県公安委員会（熊本県警察本部交通指導課駐車対策係担当）

エ 弁明書の記載事項

弁明書には、あなたの氏名、住所、連絡先（昼間、連絡がとれる電話番号等）、弁明の件名（番号も必ず記載してください。）及び内容を記載し、提出してください。

オ 資料の提出等

弁明をするときは、有利な証拠を提出することができます。車両の売買契約書の写し等の弁明の内容を裏付ける資料があれば添付してください。

なお、提出された弁明書等に関し、当公安委員会は、あなた、車両の所有者その他の関係者に対し、報告又は資料の提出を求めることがあります。

2 仮納付による手続の終結

(1) 仮納付制度の概要

ア 仮納付は、公安委員会が納付命令を行う前に車両の使用者が放置違反金に相当する額を公安委員会に納付した場合に、その後の手続を簡略化する制度です。この制度によりあなたが仮納付を行った場合、後日、当公安委員会があなたに対して放置違反金の納付命令を行うことが適当かどうか確認した上で、下記の場所において公示により放置違反金の納付命令が行われます。これにより、仮納付が放置違反金の納付とみなされますので、本件に係る放置違反金の納付についてあなたがそれ以上の手続を行う必要はありません（道路交通法第 5 1 条の 4 第 1 0 項及び第 1 1 項）。

イ あなたが仮納付を行った後、当該放置車両の運転者が駐車違反の反則金を納付したことなどの事由により、当公安委員会があなたに対して放置違反金の納付命令を行わないこととした場合は、仮納付に係る金額は返還されます（道路交通法第 5 1 条の 4 第 1 2 項）。

(2) 仮納付の場所、方法及び公示による納付命令の場所

ア 仮納付の場所は、同封の納付書の裏面に記載されている金融機関です。

イ 仮納付は、同封の納付書に仮納付の金額を添えて行ってください。納付書は、領収書としてあなたに渡されます。

なお、分納はできません。

ウ 仮納付の期限経過後は、同封の納付書による納付をすることはできません。

エ 公示による納付命令の場所

熊本県公安委員会の掲示板（熊本県熊本市中央区水前寺六丁目 1 8 番 1 号所在）

オ 公示による納付命令は、氏名ではなく、弁明通知書の番号をエの掲示板に掲示することにより行います。

照 会 先	
〒 8 6 2 - 8 6 1 0	熊本県熊本市中央区水前寺六丁目 1 8 番 1 号 熊本県警察本部交通指導課駐車対策係 電話（0 9 6）3 8 1 - 0 1 1 0

（車検拒否制度及び車両の使用制限命令制度について）

～ 車検拒否制度に関するお知らせ ～

放置違反金の納付命令を受け、放置違反金を納付しない場合は、法令の規定により、車検拒否の対象となります。

～ 車両の使用制限命令制度に関するお知らせ ～

同一の車両につき、繰り返し、放置違反金の納付命令を受けた場合は、法令の規定により、車両の使用制限命令を受けることがあります。

別記様式第 6 号を次のように改める。
別記様式第 6 号（第 4 条関係）

放置違反金（仮納付）返還請求書

熊本県公安委員会 殿

年 月 日

〒 -

住 所 _____

氏 名 _____ 印

電話番号 () - _____

金 額	金	円
-----	---	---

上記金額について、下記の私名義の預貯金口座への振込みを請求します。

記

- 1 振込先金融機関店舗名 _____
- 銀行 支店
- 2 振込口座名（カタカナ） _____
- 3 口座番号 _____
(普通・当座)

- 注 1 電話番号は、昼間に連絡可能な携帯電話等の番号を記載してください。
- 2 氏名欄には必ず押印してください。
- 3 振込先が「ゆうちょ銀行」の場合は、通帳に印字されている「他金融機関からの振込の受取口座」を記載してください。
- 4 振込口座は、請求者本人の口座に限ります（口座種別も必ず指定してください。）。
- 5 振込先金融機関を指定できない方は、放置違反金（仮納付）返還通知書の照会先に連絡してください。

別記様式第7号を次のように改める。

別記様式第7号（第5条関係）（表）

熊公委達第 号
年 月 日

殿

熊本県公安委員会 印

督 促 状

あなたに対し、道路交通法第51条の4第4項の規定により、放置違反金の納付を命令しましたが、納付期限（ 年 月 日）を経過しても納付されていませんので、同条第13項の規定により督促します。

下記の指定納付期限までに、同封の納付書により納付してください。

指定納付期限までに納付されないときは、道路交通法第51条の4第14項の規定により、あなたの財産を差し押さえることとなります。

なお、納付された後、この督促状が届いた場合は、行き違いですので、御了承願います。

記

年度	納付命令の番号	放置違反金	延滞金
	第 号	円	裏面参照

指定納付期限	年 月 日まで
納付場所	納付書裏面記載の金融機関

注1 上記の放置違反金等を納付しない場合は、法令の規定により、車検拒否の対象となります。

2 先に送付しました納付書は使用せず、同封した納付書により納付書裏面記載の金融機関で納付してください。

なお、納付した場合は、納付書が放置違反金等を納付したことを証する書面になりますので、大切に保管の上、車検を受ける際に提示してください。

3 延滞金については、裏面を御覧ください。

（教示事項）

1 この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、熊本県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

2 この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として（訴訟において熊本県を代表する者は熊本県公安委員会となります。）提起することができます（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

照 会 先
〒862-8610 熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号 熊本県警察本部交通指導課 電話 (096) 381-0110

(裏)

○ 延滞金について

- 1 延滞金は、放置違反金が納付期限までに納付されないときに成立します。

延滞金は、原則として、放置違反金の納付期限の翌日から起算してその放置違反金を納付した日までの期間に応じ、その放置違反金の額に年14.5パーセントの割合を乗じて計算した額です。ただし、放置違反金の納付命令に係る納付期限の翌日から督促に係る納期限までの間については、その放置違反金の額に年7.2パーセントの割合を乗じて計算した額とします。

$$\text{延滞金の額} = \frac{\text{放置違反金} \times \text{延滞日数} \times 14.5\% (7.2\%)}{365 \text{日}}$$

※ 年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。

- 2 延滞金の額に100円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数又は全額を切り捨てとします。

別記様式第 9 号中「督促状作成の日」を「放置違反金の納付命令に係る納付期限の翌日から本催告状作成の日」に改め、別記様式第 18 号中「既に放置違反金」を「既に放置違反金等」に、「納付すべき者」を「納付命令を受けた者の氏名」に改め、別記様式第 19 号を次のように改める。

別記様式第 19 号(第 8 条関係)

課 長	次 席	補 佐	係 長	起 案	平成 年 月 日
				決 裁	平成 年 月 日
				施 行	平成 年 月 日

充 当 決 定 書 (計 算 書)

滞 納 者	納付命令番号							
	住 居 等							
	氏 名							
収 入				支 出				
種 目		金 額		種 目		金 額		
		円				円		
支 出 (充 当) 内 訳	年度	科 目	納付命令番号	納期限	金 額	延 滞 金	滞納処分費	備 考
	計							
充 当 後 の 滞 納 金 額								
滞 納 金 額	年度	科 目	納付命令番号	納期限	金 額	延 滞 金	滞納処分費	備 考
	計							

別記様式第22号を次のように改める。
別記様式第22号（第9条関係）

放 置 違 反 金 還 付 請 求 書

熊本県公安委員会 殿

年 月 日

〒 ー

住 所 _____

氏 名 _____ 印

電話番号 () ー _____

金 額	金	円
-----	---	---

上記金額について、下記の私名義の預貯金口座への振込みを請求します。

記

- 1 振込先金融機関店舗名 _____
銀行 支店
- 2 振込口座名（カタカナ） _____
- 3 口座番号 _____
(普通・当座)

- 注1 電話番号は、昼間に連絡可能な携帯電話等の番号を記載してください。
- 2 氏名欄には必ず押印してください。
- 3 振込先が「ゆうちょ銀行」の場合は、通帳に印字されている「他金融機関からの振込の受取口座」を記載してください。
- 4 振込口座は、請求者本人の口座に限ります（口座種別も必ず指定してください。）。
- 5 振込先金融機関を指定できない方は、放置違反金納付命令取消（兼）還付通知書の照会先に連絡してください。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成29年3月21日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に、この規則による改正前の放置違反金に係る納付命令、督促、滞納処分等に関する規則第5条第1項の規定により督促状(別記様式第7号)の送達をした放置違反金に係る放置違反金の納期限の翌日から督促状に指定する期限までの期間における延滞金の計算方法については、なお従前の例による。

熊本県収用委員会公告第5号

公 示 送 達

熊本県山鹿市小原字下津留2517番7、同市小原字下津留2517番17及び同市小原字下津留2517番18の土地登記名義人(亡)高森重男の法定相続人(亡)田上シゲ子の相続財産管理人

氏名、住所、居所、その他送達すべき場所不明

土地収用法(昭和26年法律第219号)第66条第3項の規定に基づき上記の者に送達すべき下記書類は、当委員会事務局(熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号 熊本県土木部用地対策課内)において保管してあるので、出頭のうえその交付を受けてください。

記

平成29年3月13日付け熊収第134号の2の書類(熊収28第7号、第8号案件(小原I案件)の裁決書)

(注意) 上記書類を受領しないときは、平成29年4月3日をもってその書類の送達があったものとみなされます。

平成29年3月21日

熊本県収用委員会会長 齊 藤 修

熊本県公安委員会規則第5号

熊本県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年3月21日

熊本県公安委員会委員長 永田 浩夫

熊本県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

熊本県警察の組織に関する規則(平成6年熊本県公安委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

第40条第1項中「刑事指導官」の次に「及び取調べ指導官」を加え、同条中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 取調べ指導官は、上司の命を受け、取調べの高度化及び適正化を図るための指導及び教養に関する事務を処理する。

附 則

この規則は、平成29年3月31日から施行する。